

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称  
一般社団法人 千葉労働基準協会
- 2 登録、失効等の事由の別  
代表者の氏名の変更  
変更前 会長 永井 肇  
変更後 会長 高岡 隆司
- 3 代表者の氏名  
会長 高岡 隆司
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等  
事務所の名称  
一般社団法人 千葉労働基準協会  
所在地  
千葉県千葉市中央区千葉港4-3
- 5 行うことができる技能講習  
千登録第529号 玉掛け技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日  
令和6年6月7日

千葉労働局長

